

発議第5号

子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）接種後の症状発症者に対する早期の救済支援、治療法の確立等を求める意見書について

上記の議案を、多可町議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成28年9月5日提出

提出者 多可町議会議員 廣畠幸子

賛成者 多可町議会議員 日原茂樹

子宮頸がん予防ワクチン（ＨＰＶワクチン）接種後の症状発症者に対する
早期の救済支援、治療法の確立等を求める意見書

子宮頸がん予防ワクチン（ＨＰＶワクチン）については、予防接種法に基づかない任意接種の段階においても定期接種と同じように勧奨され、接種者にワクチンとの因果関係が否定できない持続的な疼痛等の重篤な副反応の症例報告が全国的に相次ぎ、現在に至っている。

こうした中、国においては、予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関の選定・公表や子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業による健康被害の救済範囲を拡大する等の取り組みが進められてきたところである。

しかし、医療機関を受診しても病状を理解してもらえず精神的負担を感じる場合があることや、特に任意接種においては救済制度の申請手続きが煩雑で、多くの時間と労力を要すなど依然として症状発症者にとって厳しい現状となっている。

また、重篤な症状を発症している子どもたちは学習の機会を奪われ、進学することも就職することも困難な状況となっており、不安は生涯にわたるものとなっている。

このような状況を背景に7月27日には兵庫県の3人を含む全国63人の女性が、国と製薬会社2社に損害賠償を求め、大阪など4地裁に一斉提訴をなされたところである。

国は司法判断を待つのではなく、今、急がれるべきは顕在化している被害者への支援の充実、潜在的被害者の洗い出しと救済であり、もうこれ以上の被害者をださないことであり、救済制度の迅速な適用や治療法の確立等に努められたい。

よって本町議会は、国会及び政府におかれて、次の事項について実現されるよう要望するものである。

- 1 国による恒久的支援の構築や既存の社会福祉サービス利用のための認定
(症状に対する医療費の無償化、難病や特定疾患・障害者手帳の認定など)
- 2 健康被害救済の手続きの簡略化、及び迅速な審査の実施
- 3 疫学調査の早期実施、及び被害者の症状回復にかかる治療法の研究
- 4 医療分野における厚生労働省職員や医師、患者による対策検討会の設置
- 5 個々のニーズに応じた教育機関の対応・就労支援など相談体制の確立
- 6 被害者の多様な症状把握等に対する医師・教員・行政職員等の研修機会の充実

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
厚生労働大臣 様

兵庫県多可町議会議長 河崎 一